

第3章

豊かな市民生活を実現する 施策の体系



第3章 豊かな市民生活を実現する 施策の体系

「シビル・ミニマムは、自治体の政策策定の基準となるものである。それゆえ武蔵野市はシビル・ミニマムの保障を市民の権利、自治体の義務とみなし、その基準の向上に積極的に努力する。』『前長期計画』のこの思想は、この計画の思想でもある。

ただ、『前長期計画』と異なり、この計画では都市改造、都市基盤の整備より生活環境の整備と保全に重点を移した。また全般的に「ものづくり」から「しくみづくり」への移行をめざしている。しかも、このまちづくりのしくみは市政が設定するというより、市政と市民との協働によってつくるものでなければならない。

そこで、さらにこれを、安全で住みよい生活環境を整備し保全する環境計画と、明日にむかう教育と文化を創造する文教計画と、健康でゆとりある市民生活を保障する福祉計画の3部門計画に分けて考える。これらは、先の「地域環境保全の原則」、「市民文化創造の原則」、そして「市民福祉向上の原則」にほぼ対応した事業の体系化となっている。

1. 安全で住みよい生活環境——環境計画

安全、便利で快適な生活環境の整備は、多様な内容をもつ都市的な市民生活を支える基礎条件である。

武蔵野市の変容や一般の社会的状況の変化に伴って、新しい対策を検討すべき課題が現われている。たとえば、中心商業地区の都市構造のあり方、生活型公害、大規模震災によって市民生活が破壊され麻痺する可能性などである。

同時に、こういった課題に対処する手段・方法の面にも新しい展望がひらかれてきている。たとえば、地区計画の制度化、自転車駐車場の新システムの登場などである。こうしたまちを改善していく新しい考え方、技術、そして制度を的確かつ賢明に導入していく必要がある。

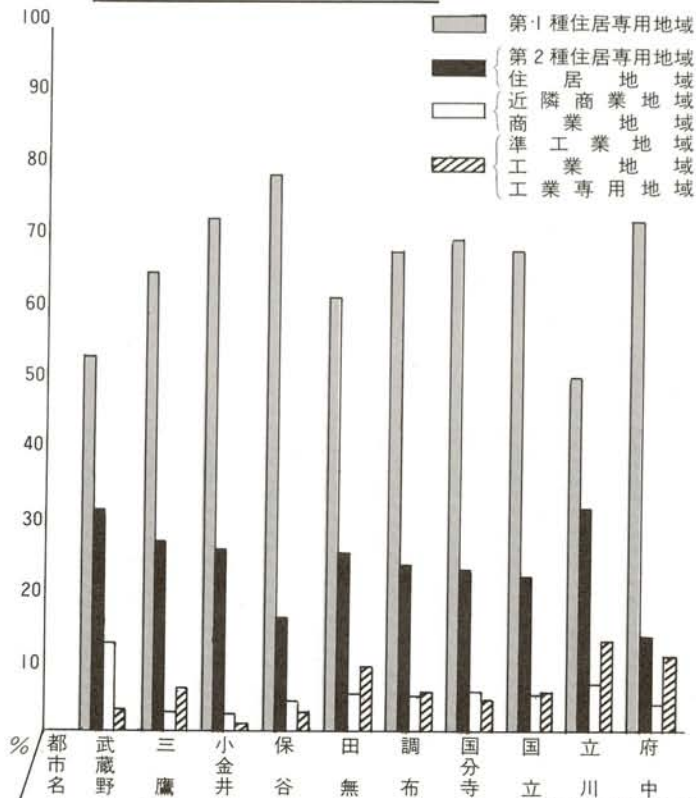
(1) 地域環境保全と都市計画

生活環境を適切に整備し保全していくには、市政による計画的な誘導施策とコミュニティレベルから盛りあがる市民の自主的なまちづくり運動とが機能的に結びついて、相乗効果をたかめなければならない。

主な施策として次のものをおこなう。

- ① 地域地区指定の規制緩和を厳にいましめ、住居系地域における文教地区指定を含め、商住の「分離による共存」方策を検討する。
- ② 地区計画制度の活用について検討する。
- ③ 建築確認事務の市移管について検討する。
- ④ 生活環境保全条例の改正ないしは新たな環境美観条例の制定などをおおして、騒音、ごみの排出、広告、自動販売機の設置、ならびに建築デザインなどについての規制、指導、誘導を強化する。

市街化区域の地域別面積比率



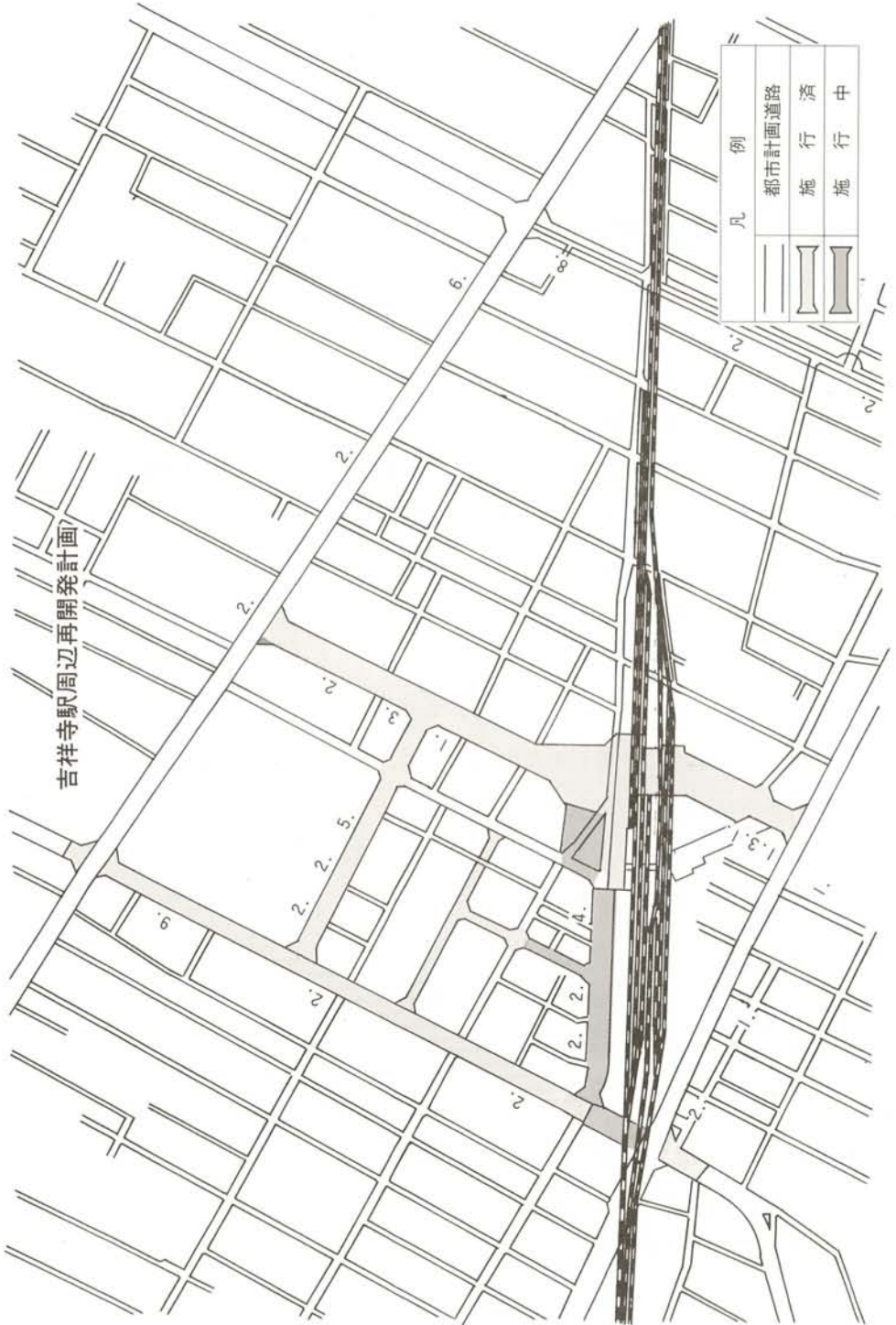
地域生活環境指標(54)より

- ⑤ 建築協定、緑化協定、広告自粛協定、生活道路交通規制協定などさまざまな地域協定のモデル案を作成し、市民の自主的な協定締結運動を促す。
- ⑥ 都条例の施行規則の内容を研究し、必要があれば、市独自の環境影響評価条例の制定を検討する。

(2) 駅周辺の整備・再開発

個性豊かな3つの圏域の形成をめざして、吉祥寺駅周辺再開発計画の完成と武蔵境駅周辺再開発計画の早期実現を推進する。後者については、5つの優先事業の一つとして詳述するので、ここでは吉祥寺駅、三鷹駅周辺の問題について、事業方針、留意事項をかかげる。

- ① 吉祥寺駅北口広場を早急に完成する。通勤者の便、バス運行の円滑化、歩行者の安全のために、もはや猶予することなく、勇断をもって臨む。
- ② 吉祥寺駅北口の区画道路の貫通と平和通り商店街の改造を促進する。
- ③ 吉祥寺駅北口広場下の地下利用にとどまらず、北口商店街の地下一带に地下街を築造する案には難点が多い。荷捌き問題については、地元関係者と検討を続けたい。
- ④ 吉祥寺駅南口の都市改造計画を検討し、井の頭公園への導入路を整備する。
- ⑤ 武2、2、3号線の都市計画事業を実施し、三鷹駅北口広場を完成する。
- ⑥ 三鷹駅北口広場の近くに残っているまとまった緑地の景観が保存されるよう出来うるかぎり努力する。また、ここに、公共公益施設用の用地または床面積を取得することにつとめる。

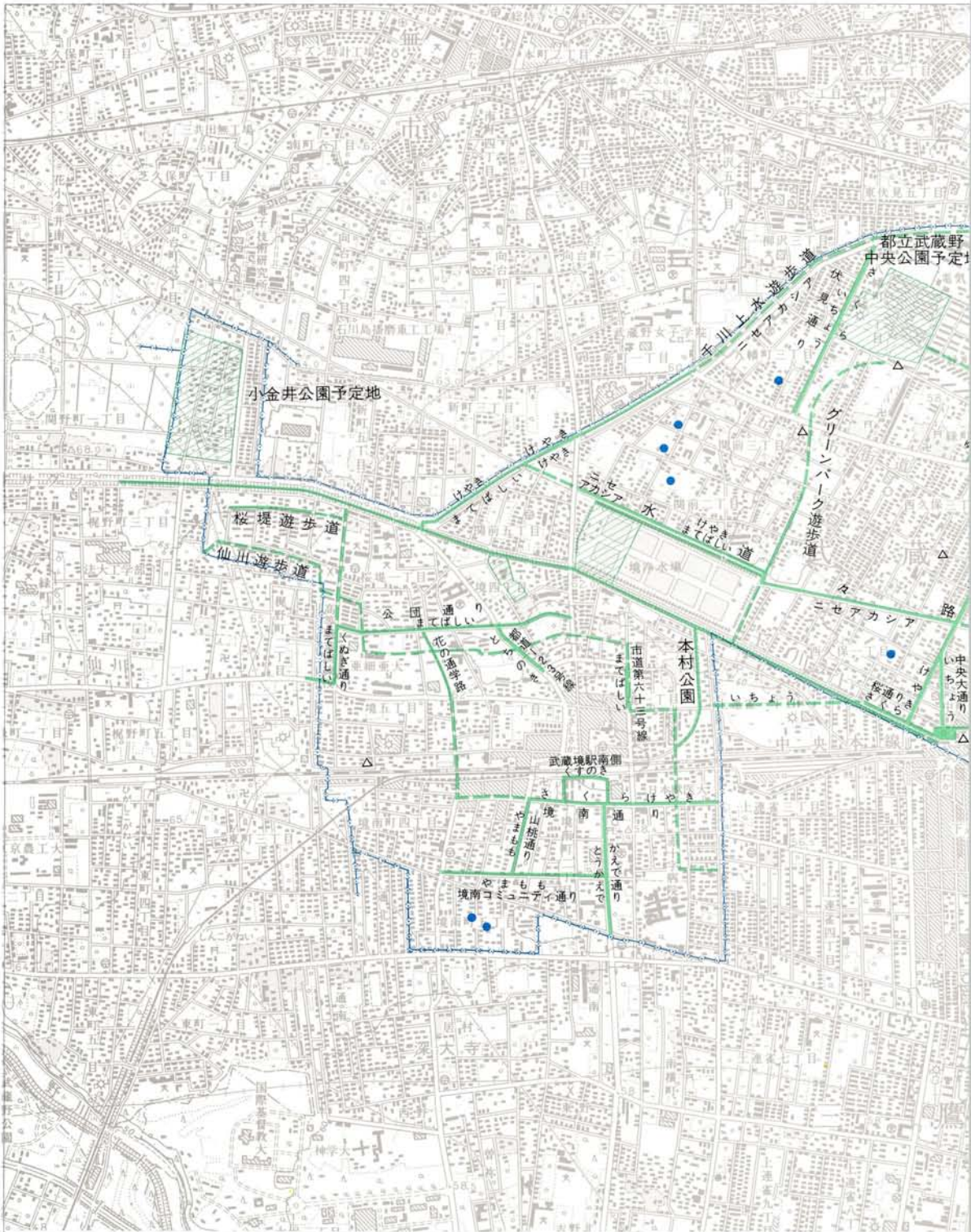


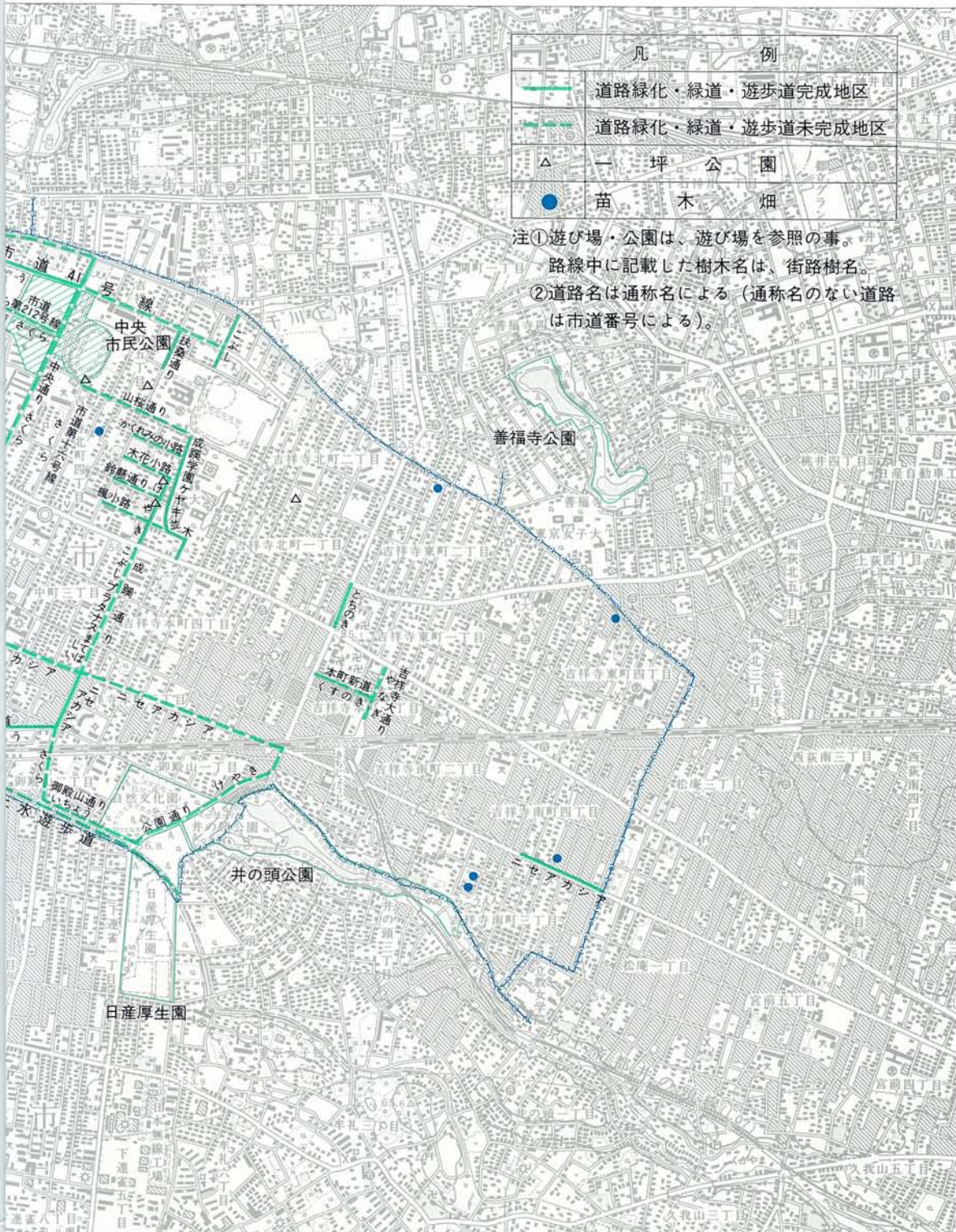
(3) 緑と公園のネットワーク計画

市政が公共空間の拡大とその緑化に努力する一方で、民有地の緑がそれを上回る量で減少した。C農地への宅地並課税が実施されれば、事態はさらに悪化するおそれがあるので、農地保全には引き続き努力するほか、市政としては、『前長期計画』の「都市改造の六大事業計画」の筆頭事業であった「緑のネットワーク計画」をいっそう粘りづよく推進していく必要がある。

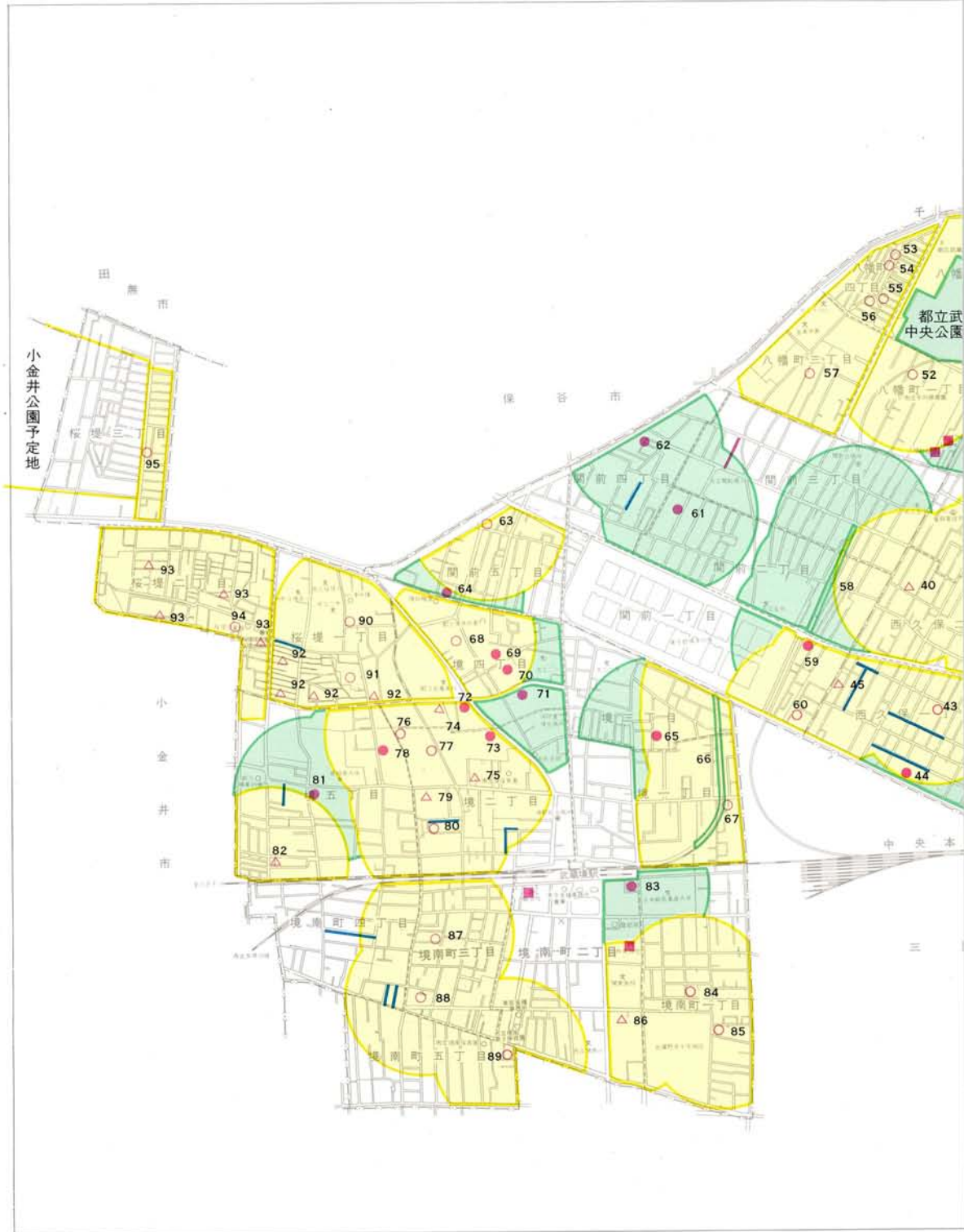
- ① 都立武蔵野中央公園と市立中央市民公園の早期完成をはかる。なお、都立武蔵野中央公園は運動公園とし、ここにクリーンセンター建設に関連して失われる市営の運動施設に代替する運動施設を整備していくことを都に強く要請する。また、市立中央市民公園の整備にあたっては、従来の利用状況に留意して、ゲートボールの実施が可能なものに設計する。
- ② 市民の森、公園、児童遊園の用地取得を積極的に進め、借地のものは恒久緑地化していく。児童遊園を新設するときには、できるかぎり面積規模の大きなものを取得するよう極力努力する。
- ③ 公園、児童遊園の設置管理条例の制定は、その他の緑化に関する条例案の検討から切り離し、早急におこなう。
- ④ 千川上水沿いの武1. 1. 1号線三郡橋下流部分の都市計画道路計画については、幅員をそのままにして緑道を主体にしたものに構造変更することを検討する。
- ⑤ 仙川については、護岸政修工事の完成をまって、これを普通河川に変更することをもとめ、そのうえでこれを遊歩道化する。
- ⑥ 生活道路のブロック塀を撤去し、これを緑の困障に変えていく手だてを検討する。これは防災対策の一環でもある。
- ⑦ 緑化作業関係の組織と任務については再検討する。
- ⑧ 農地保全の方策について、農業委員会および緑化市民委員会から有効な新しい具体策が提言されることを期待する。

緑のネットワーク (昭和54年 4月1日現在)





遊 び 場 (昭和54年 4 月 1 日現在)



凡		例
○	市管理の遊び場	S 51年 4月までに設置
●		S 51年 4月以降設置
△	その他の遊び場	S 51年 4月までに設置
▲		S 51年 4月以降設置
—	遊 び 場 道 路	
■	神 社 ・ 仏 閣	
○ (yellow)	S 51年 4月までに設置された遊び場の誘致圏 (半径250m)	
○ (green)	S 51年 4月以降設置された遊び場の誘致圏 (半径250m)	

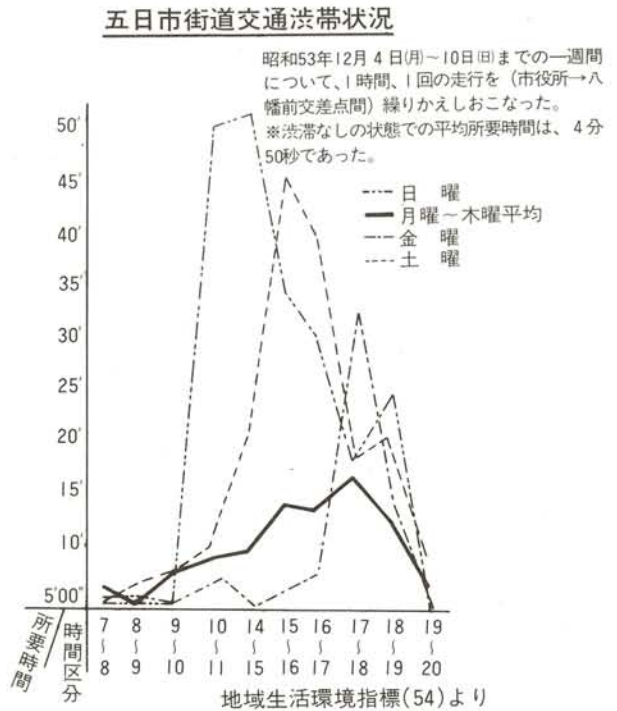
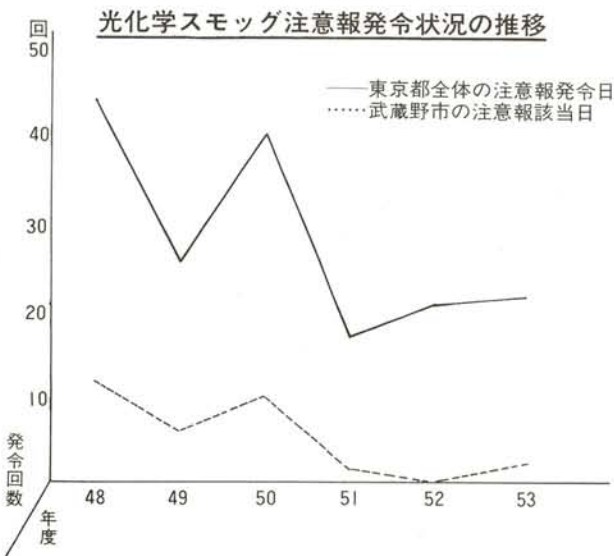


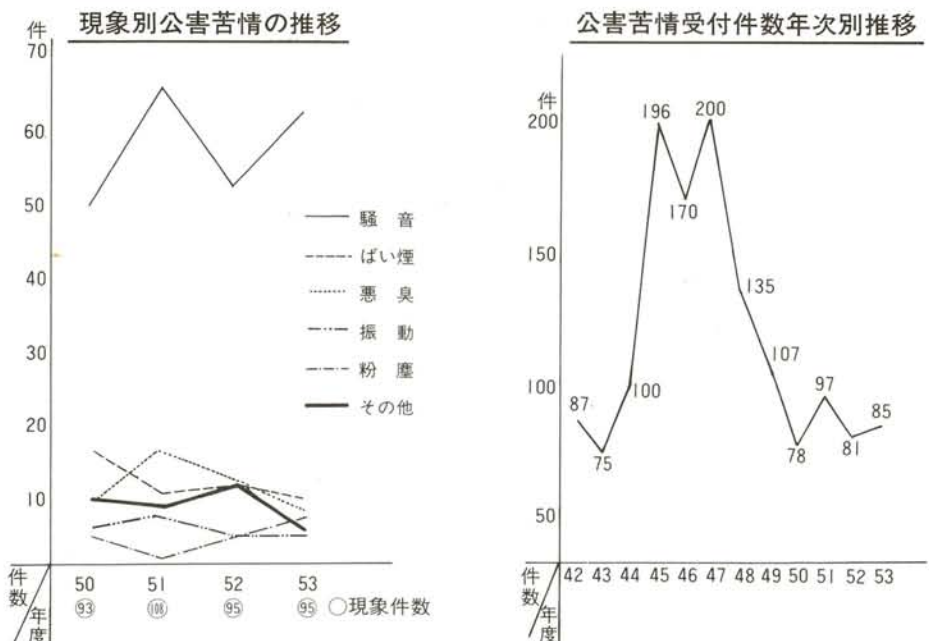
⑨ 市民の木、市民の花の啓蒙、緑化協定の普及など市民の緑を守り育てる運動の高揚を期待する。

(4) 生活型公害の防止

武蔵野市では、工場事業所を排出源とする大気汚染、水質汚濁のような広域的な都市公害より以上に、走る自動車から発生する排気ガス、振動騒音といった局地的な交通公害、ならびに過密混合居住による近隣騒音などの生活型公害が市民を悩ましている。このうち、生活型公害は加害者と被害者の双方とも市民であること、主観的心理的な要因が大きく作用するものであることなどから、これに対する規制、指導、誘導には市民の合意が必要である。

- ① クリーンセンターの建設に際しては、その運行状態と環境への影響とを把握する監視装置を完備する。
- ② 市域全般の大気汚染状況をいっそう的確に把握するため、監視測定の一





公害苦情受付件数と現象別件数との相違は1件の受付件数でも複数の現象によるものはその件数を集計しているためである。

地域生活環境指標(54)より

態勢を強化する。

- ③ 騒音問題、ことに交通騒音問題に広域的・科学的に対処するため、騒音の定期測定システムを研究し、整備する。
- ④ 生活環境保全条例の改正ないしは新たな環境美観条例の制定などのなかで環境基準の強化について検討するとともに、上記のような生活型公害に対する規制、指導、誘導を強化する。

(5) 街路整備

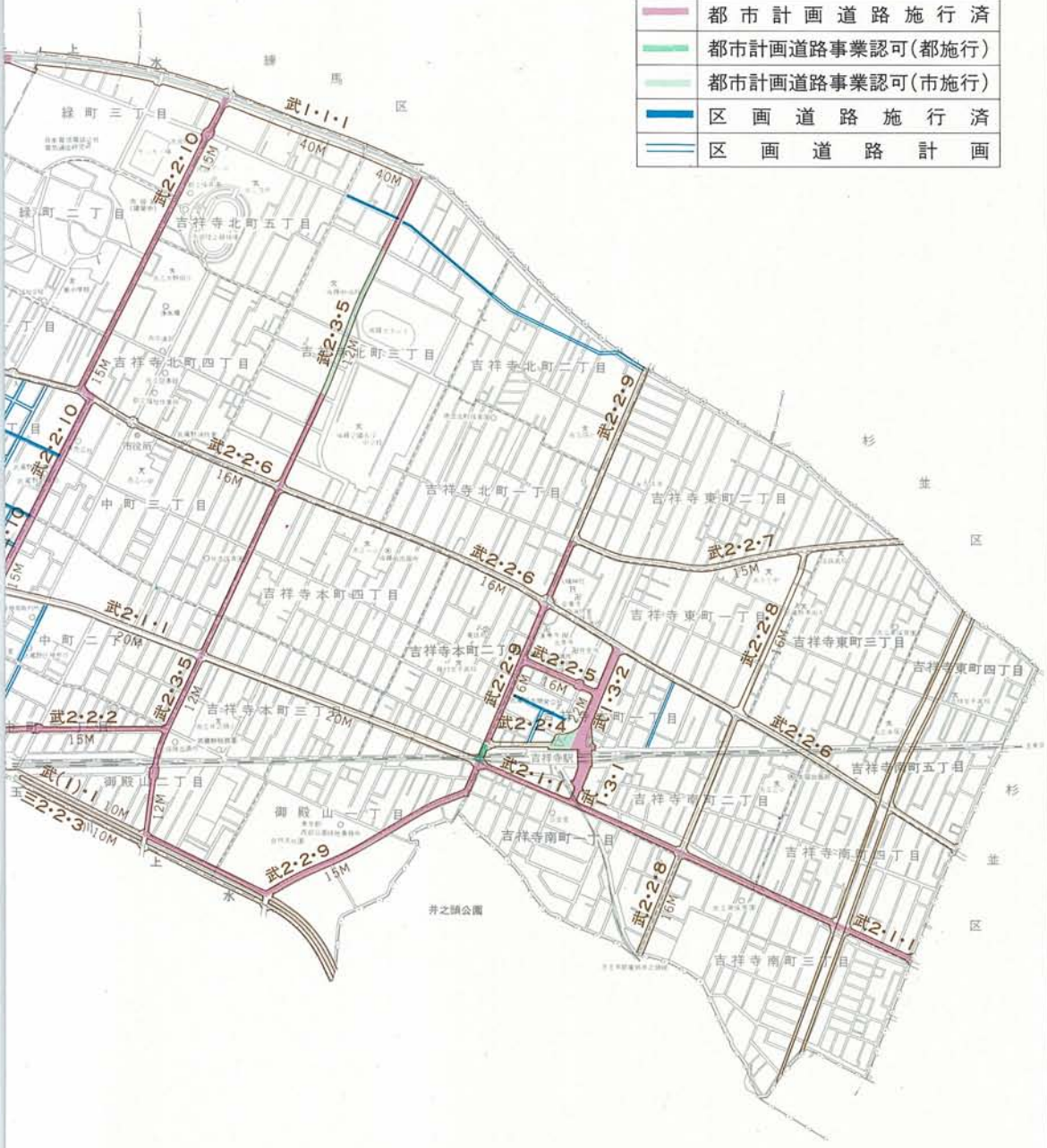
街路は多目的な都市基盤施設であり、まちづくりの根幹である。そしてこれには生活街路、市内幹線街路、そして広域幹線道路の3種があるといえる。

生活街路の整備、すなわち舗装、上下水道管の埋設、側溝のL字溝化、街路灯および消火栓の設置などの面では、武蔵野市は近隣諸市のなかでもっともよく整備されている。生活街路に残されている課題は自動車交通規

都市計画道路 (昭和54年12月1日現在)



凡 例	
	都 市 計 画 道 路
	都 市 計 画 道 路 施 行 済
	都 市 計 画 道 路 事 業 認 可 (都 施 行)
	都 市 計 画 道 路 事 業 認 可 (市 施 行)
	区 画 道 路 施 行 済
	区 画 道 路 計 画



制、交通安全の確保、沿道緑化の推進などであろう。

これに対して、市内幹線街路についてはバスなどの循環に適した街路網がないという問題があり、また広域幹線道路の面では、南北交通軸が整備されていないという大きな問題が残っている。

- ① 生活道路の整備を続け、これを完成する。
- ② 街路の通称名を定めるルールを確立し、生活道路についても通称名を確定する。これは向こう三軒両隣のコミュニティを形成する基礎である。
- ③ 市内幹線街路である区画道路の建設を続ける。ことに北裏区画道路の早期完成をはかる。
- ④ 国鉄中央線三鷹・立川間の高架複々線化計画の促進をもとめ、武蔵境地区の南北交通を立体交差化する。また、天文台通り(武2, 2, 14号線)、田無街道(武2, 2, 13号線)、ならびに武1, 3, 4号線などの都市計画事業の促進について検討する。
- ⑤ 五日市街道は広域幹線道路であるが、その都市計画上の幅員は16mしかないので、車道拡幅の余地はない。しかし、その歩道環境は市内でもっとも劣悪なので、歩道拡幅整備の観点からこの都市計画事業に着手する。さしあたりは吉祥寺大通りと公園通り間の区間についての事業実施を都に要請するが、漸時、事業実施区間を他に広げる。
- ⑥ 歩道環境改良のために電線電話線等の地下埋設化の拡大について調査する。また、自動車交通にも耐える透水舗装の工法について調査する。
- ⑦ 歩行者の安全と美観の見地から道路に設置するガードレールをパイプ製のものに変える。

(6) 地区交通対策

バス路線の変更、循環バス路線の実現、デマンドバスその他新都市交通システムの導入は、現在の道路網のもとでは考えにくいだが、総合的な交通実態調査を実施し、また道路網整備を進めながら、地区交通対策の新構想

を鋭意調査研究していく。

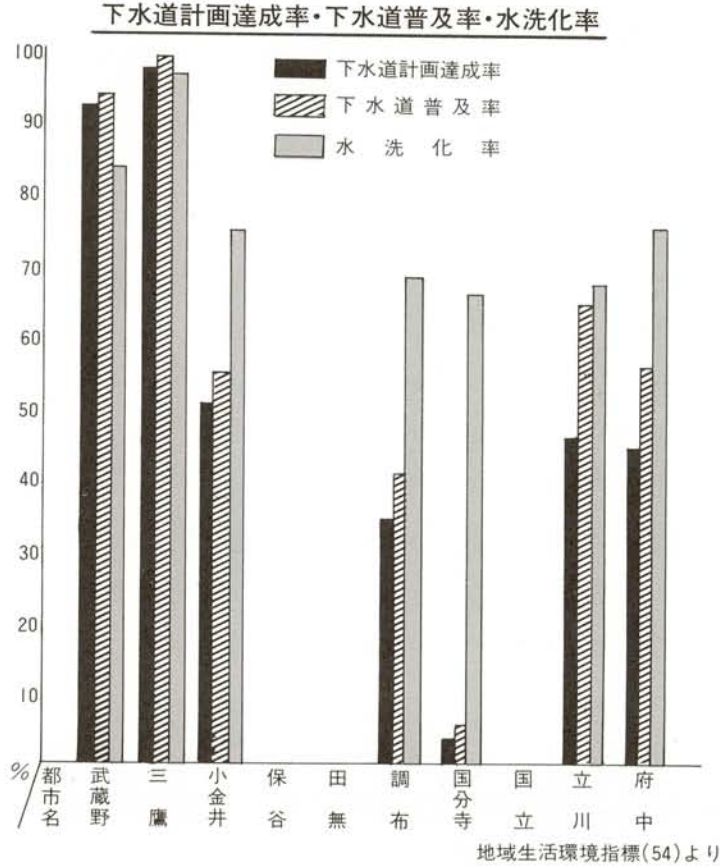
市政の地区交通対策としてさしあたり考えられるのは自動車交通規制、駐車場対策、自転車対策などである。

- ① 総合的な交通実態調査を実施する。
- ② 地域協定方式もとり入れて生活街路の通過交通を規制し、街路の安全施設をさらに整備する。
- ③ 交通渋滞を緩和するため、広域幹線道路の要所に地域渋滞状況や大型駐車場の利用状況を表示する電光表示板を設置する。
- ④ 武蔵境の新しい自転車駐車場システムの成果を見定めながら、駅周辺における自転車駐車問題について検討を続ける。その一環として放置自転車に対する法的措置の可能性についてもう一度探究し、関係方面に対して法改正を要請していく。

(7) 下水道

下水道普及率はすでに90%をこえたので、市民の目には下水道事業が完了にちかづいたようにみえるかもしれない。だが、既設下水道の改良工事をはじめ、まだ相当規模の工事が必要である。また、都の流域下水道事業に対して支払う下水道建設負担金は巨額にのぼり、下水道事業は財政の観点からすると引き続き大事業である。

- ① 下水道部門の仕事が「建設の時代」から「管理の時代」に移行したことは間違いのないところであるから、下水道部門の組織を再編成する。
- ② 水洗化改造義務期限（3年）をこえながらいまだ水洗化していない住宅・世帯については、その理由をさらに詳細に調査し、それぞれの理由に対応した水洗化促進方策を講じる。その一環として、し尿汲取を有料化することも検討する。



(8) 防災・防犯対策

大震災を想定した市民防災計画の確立は緊急の課題であるため、これについてはこの計画の5つの優先事業の一つとして次章で詳説する。ここでは、日常の火災、ガス爆発などの都市災害、ならびに防犯に関することにとどめる。

- ① 消火栓の設置はおおむね完了にちかづいているが、防火水槽の設置はまだ不足している。水道供給が麻痺するような大震災時には防火水槽が重要となるので、その設置を促進する方策を講じる。
- ② 都市ガスが未普及であるためプロパンガスを使用している地域について

て、東京ガスと地元市民との協議を促し、都市ガス未普及地域を解消する。

③ コミュニティセンターを罹災者の一時避難施設として活用する方策を検討する。

④ 街路灯は防犯灯でもあるが、この整備はほぼ完成にちかづいたので、今後は交差点その他特に防犯上必要な箇所の蛍光灯を水銀灯に代えるにとどめる。

(9) 廃棄物の処理

廃棄物（ごみ）については、その減量、分別、収集の効率化、再資源化、クリーンセンター等処理施設の建設、残灰および不燃ごみの最終処分地確保など難問が山積している。

武蔵野市のこれまでの清掃事業は、収集と処理を中心にした対症療法であったといっても過言ではない。しかし今後は発生源での廃棄物排出規制、減量方策、再資源化（リサイクル）方策まで含めた総合的な清掃行政へと脱皮して行かなければならない。

そこで、クリーンセンターの建設を含む廃棄物処理システムの整備計画をこの計画の5つの優先事業の一つに位置づけ、具体的な方策は次章で詳述する。

(10) 産業対策

産業活動は民間主導の領域で、市政がその振興をはかり誘導することには大きな限界があるけれども、農業・工業・商業などの経営者の側から建設的な発展方策が企画立案され提案されたときには、市政が側面からこれに協力し援助していく準備をととのえなければならない。

市内の工業は無公害型工業であり、付加価値のたかい製品の海外輸出に貢献しているが、住宅と混在しているため、その発展と作業環境を制約されているという悩みがあり、路線商業については、中心商業地区に顧客を奪われるという悩みがある。また、これら中小の商工業従業員の福利厚生には問題点が少なくないようである。そして、農業においては、地価の高

騰、宅地並み課税、後継者難などから、明るい展望をもちにくくなっている。

- ① 商工会議所工業部会などからの積極的な提言をまっけて、市政が工業の発展のために何をなすうかを具体的に検討する。また、市内の工場、事業場、あるいは路線商店街に立地している建材業、材木業、運送業などのサービス産業に、統合、移転、集中立地の意向があるかどうか、市内にこれらの業種の集約的な団地形成の余地があるかどうかなどを調査する。
- ② 商工会議所による商工会館の建設計画に協力し、合わせて商工会議所に対する事務委託および活動援助の強化について検討する。
- ③ 路線商業再生のための共同事業化について調査を続け、その意欲のあるところでは、第2章3-(3)-③の発想に立って、市政が都市計画道路事業、街区整備事業、コミュニティスペースづくりなどと組み合わせて支援する方策を検討する。
- ④ 勤労者互助会を発足させ、勤労者の健康診断を実施するなど、中小商工業従業員の福利厚生を改善を行う。
- ⑤ 武蔵境駅周辺などに、国または都の勤労青年のための福利厚生施設を誘致することを検討する。
- ⑥ 残り少ない農地を保全し都市型農業の存続をはかるため、農地銀行構想の具体案、市民農園方式の拡大、消費者と直結した有機農業の試みなど農業委員会等からの積極的な提言を期待する。

2. 明日にむかう教育と文化—文教計画

市民自治のまちづくりは独立で自由な精神、連帯と協調の修練、創造的な知性をもつ市民によって達成される。このような市民が育つ場がコミュニティであり、このような市民をはぐくむのが文化である。そしてこの文化を世代から世代へ伝承し、人から人へ継受するのが教育であり学習である。

教育の荒廃、文化の画一化が語られる現実にあって、武蔵野市はコミュニティの次元からこれらの再生を試み、未来をにう活力を創出して行か

ねばならない。

(1) 児童の育成

児童問題は福祉に属するか教育に属するか、といった論争がある。だがこれは法制度と縦割り行政が人為的に作りだした論争にすぎない。子どもの世界が本来もつ豊かさと巾広さとは法制度の枠内に収められるべきものではなく、ましてや役所の縦割り行政によって恣意的に分断されるようなことがあってはならない。

保育園は福祉で幼稚園は教育という分断、学童クラブは福祉か教育かといった論議、児童公園は都市公園の一つで児童遊園は児童福祉施設である。といった説明、あげくのはてに学校開放は学校教育の問題か社会教育の問題か、はたまたコミュニティの問題かといった論議は、子どもの育成にとっては、なんら建設的は論議ではない。

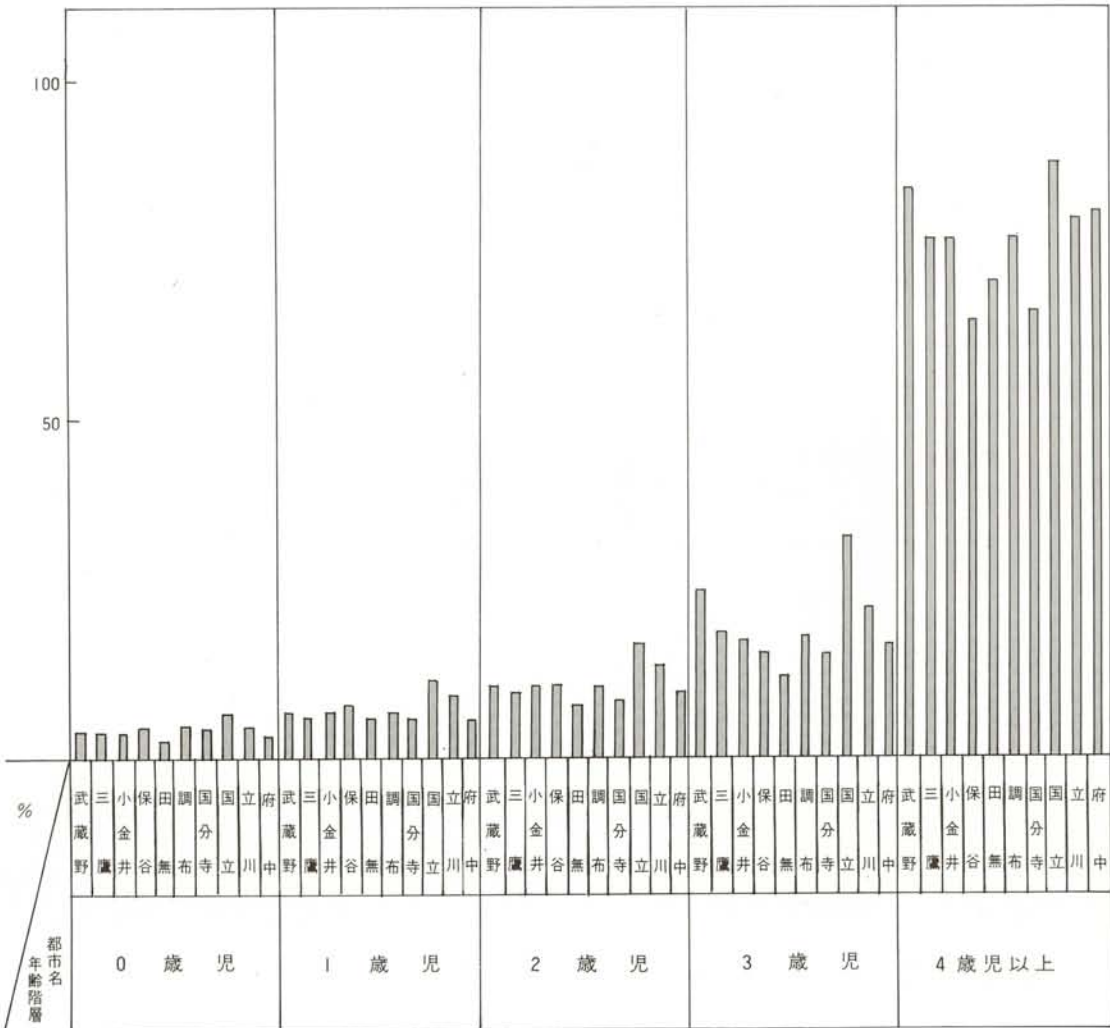
せめてこの武蔵野市では、こうした論議にとらわれず、子どもの問題はそのまま子どもの問題として統一的に考えて行きたい。

① 保育園は数の上では一町に一園ある計算になった。しかし、地域的に均衡のとれた配置という点からいえば、いまだ吉祥寺本町と関前に保育園が欠如している。そこで保育園についてはその配置を適正化し、一町一園計画を文字どおり実現するとともに、既設保育園の改築を進める。

② 武蔵野市には私立幼稚園が多い。そこで幼稚園か保育園のいずれかに入園している幼児が同年齢の幼児全体に占める比率をとると、武蔵野市は近隣諸市に比べかなり高い比率を有していることがわかる。そしていま、武蔵野市の乳幼児人口は減少しはじめている。そこで、将来の構想として幼保一元化をいまから真剣に検討し準備していく必要がある。

③ 緊急一時保育については、市民ボランティアの協力あるいは半職業的なベビーシッター制度の確立といった可能性まで含めて、その実現に向けて努力する。なお病児保育には医療機関との連携が不可欠であり、なお慎重な検討を要する。

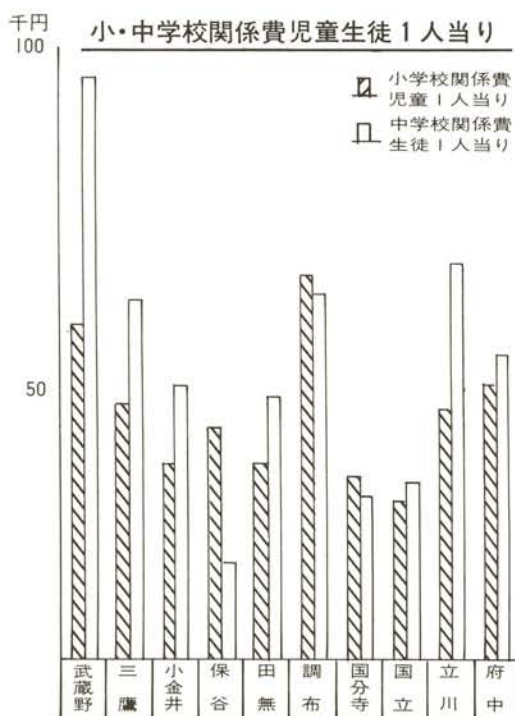
- ④ 学童クラブは第2章の4、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」の項にのべた方針にしたがって充実する。
- ⑤ 児童館の設置はコミュニティ構想の完成、並びに学校開放の徹底した実現をまって考えることにする。
- ⑥ 国の児童手当制度の確立に伴い、これに上乗せ支給してきた児童扶養
保育園・幼稚園全各歳別人口比率



手当を廃止し、これに代えて、単親家族の子弟に支給している児童育成手当の支給対象年齢を引き上げる。

(2) 小・中学校教育の充実

小・中学校の校舎の鉄筋化計画は完了した。そして、その収容能力は40人学級制が施行されてもおおむね対処できる余裕をもっている。そこで施設整備面で残っているのは、障害学級等のための校舎の増改築と、体育館の改築、低学年用プールの新設などである。武蔵野市における学校教育をめぐる主要な課題は、教育課程そのもののあり方と学校開放（学校施設をもう一度昔のようなコミュニティ施設に戻すこと）の進め方、そして通学路上の子どもの安全の問題などに移り変っている。



- ① 関前南小学校、第三中学校、第五中学校の校舎を増築する。
- ② 千川小学校については当面校地拡大に努力し、その蜂の巣校舎改築問

もう少し先の時点で検討する。

- ③ 中学校体育施設の拡充を進める。その際には、これをコミュニティに開放できる設備、構造のものにする。
- ④ 教育課程の改善をはかる一方策として、長年の懸案であった総合教育センターを設置するが、これを教員専用の研修施設とせず、それが市民、ことに児童生徒の活発な利用にも供せられる内容のものにすることを条件とする。
- ⑤ 小学校給食の合成洗剤使用の問題については、これを廃止する方向で検討し、これに代わる方法を試みる。
- ⑥ 小学校児童の夏期施設、富士高原学園の建物は改築を要する状態にある。しかし、その周辺環境はかならずしも良いものではなくなっている。他の地に代替施設を新設する可能性も含めて、その改善をはかる。
- ⑦ 学校開放については、第2章の4-(2)および次章の1-(4)にのべている長期構想にしたがい、着実に漸進的に進めていく。

(3) 青少年の環境改善

学校教育課程からのいわゆる「落ちこぼれ」現象と、青少年非行化現象は大きな問題である。言い古されてきたことであるが、学校と地域と家庭の連携をとり戻し、コミュニティの教育力を回復しなければならない。

- ① 中心商業地区における環境浄化対策、防犯対策を市民運動として強力に展開する。
- ② 青少年非行化防止など青少年の健全育成のために活動している青少協は、全市的に整えられた武蔵野市におけるほとんど唯一の地域活動組織であるが、これをコミュニティ活動を所管する部門に移すなど、広い意味でのコミュニティ活動との統合を検討する。
- ③ 青少年の野外活動を自主的に企画し実施する市民グループが増えてきたことは、コミュニティの教育力の回復という見地からも高く評価されなければならない。こうした市民の動向をふまえ、また現代の青少年の育成

にとつての「自然」の観察と体験の重要性を考え、青少年の野外キャンプ活動用施設を中心にした市民休暇村施設を設置することとし、建設候補地の選定を急ぐ。

④ 青少年の野外活動中の事故について、事故に遭った青少年の親が青少年を引率していた市民リーダーの責任を追及し、賠償を請求する事例が目立ってきている。こうした風潮が蔓延するようでは、市民のリーダーの引き受け手を失なうこととなり、コミュニティの教育力の回復など望むべくもない。

そこで、青少年の野外活動については、仮りに親自身が引率していてもある程度の事故の発生は不可避であること、我が子を他人に預け自分が他人の子どもを預かることの意味、コミュニティの教育力の大切さなどについて、市民教育を徹底しなければならない。しかし、注意をしてもおこる不幸な事態、すなわち青少年の野外活動中の事故、並びにその市民リーダーに対する責任追求にそなえ、事故保険と賠償責任保険を一体化した保険制度について検討し早急を実施する。

(4) 市民文化の創造と市民教育

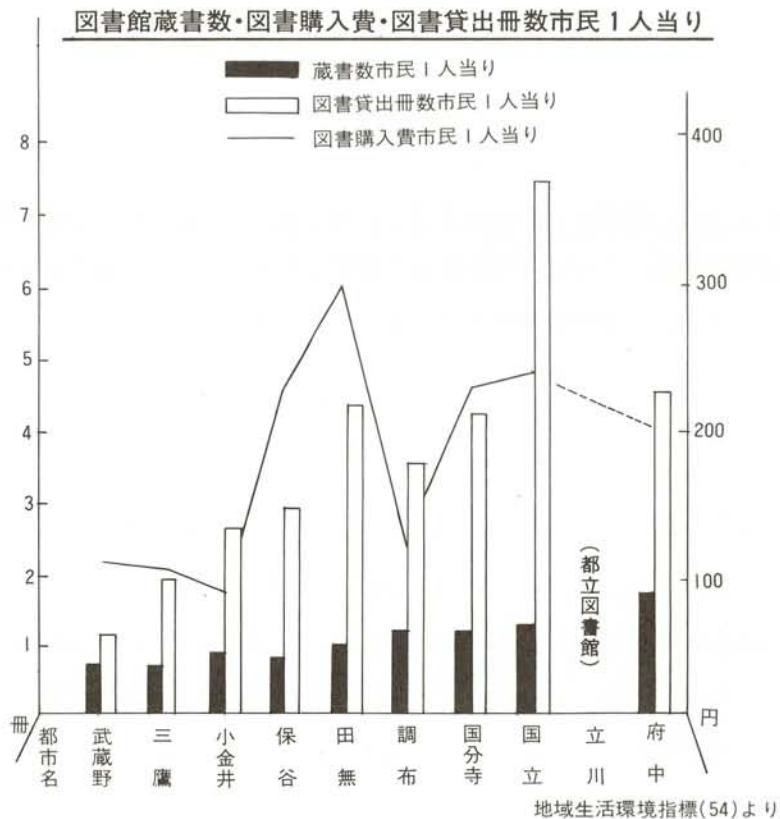
市民文化の創造は、この計画が新たな重点項目として優先している活動である。そこで文化諸施設の整備方針については次章の1「5つの優先事業」のなかの(3)「中央文化ゾーンの創造」の項と(4)「市民施設の新ネットワーク計画」の項とで解説する。また、市民文化創造のためのプログラムの検討については次章の2「3つの検討課題」の一つとして解説する。そこで、ここでは、これらの項でふれられない図書館活動の改善充実の問題と、市民の国際交流プログラムについてのべておくにとどめる。

① 図書館本館については、蔵書数の拡充の面でも、貸出し冊数の増加の面でも格段の積極さがもとめられている。また市民の強い要望にこたえ、土曜日午後の開館をはじめ、夜間休日サービスの拡大を進める。

② 図書館と地域文庫の連携は成功しているので、この連携をさらに強め

充実していくことにしたい。

- ③ コミュニティセンターが希望する場合には、図書館は地域文庫との連携と似た方式でコミュニティセンターの図書室との連携をおこなうべきである。
- ④ 市内または周辺の大学・研究所に働きかけ、その図書館を一定の条件のもとで市民にも利用できるように開放するしくみを工夫したい。
- ⑤ 図書館活動は、以上のようにあらゆる面で再検討を要するので、図書館活動のあり方を主題にした市民委員会を設ける。
- ⑥ 武蔵野市にはかなりの数の外国人が住んでいる。とくに成蹊大学、亜細亜大学、国際基督教大学などがあるため、外国人留学生も少なくない。



ところが、市政はこれら外国人市民に対して何んら格別のサービスをしていない。他都市には外国の特定の都市と姉妹都市協定を結ぶといった方策もみられるが、武蔵野市は世界連邦の実現をめざしているまちであるから、むしろ広く万国の人々と交流し友好を深める行き方の方が武蔵野市にふさわしい独自の方式ではないかとも思われる。そこで、さしあたり市民レベルでの国際交流について検討するため、国際交流市民委員会を設置する。

3. 健康でゆとりある市民生活—福祉計画

健康の維持と生活の安定、これは市民生活にとって正にミニマムの要件である。独立で自由な精神の人格形成は生活の必需の最小限の充足なしには困難であり、個人的な幸福追求は社会構成員すべての生活の必需が最低限保障されているところにおいてしか完全な意味を持ち得ない。

こうして福祉社会の建設は現代民主主義の共通の目標となった。だが、福祉社会の建設は決して容易な目標でないことが明白になってきている。

第一に、施設福祉中心の施策に疑問がもたれ、在宅福祉施策の充実が唱えられている。養育に欠ける児童は児童養護施設へ、心身障害児は養護学校と障害者施設へ、介護に欠ける老人は老人ホームへと、それぞれ入所させてしまう施設福祉は対象者を「まちの生活、まちの人々」から切り離してしまうことになる。これは、コミュニティの責任放棄であり、対象者に対する差別ではないか。対象者はできるかぎりまちのなかで自宅にいなから養育・介護を受けられるべきだというのである。だが、この在宅福祉施策は、施設福祉施策以上に財政負担が大きく、きめの細かなしくみの確立が必要であり、またコミュニティの支えが不可欠なのである。

第二に社会福祉の先進国といわれる国の中でも国民の租税負担率がたかくなつたため、国民の間から「反福祉、反税、反官僚」のスローガンをかけざる運動が現われてきている。そして、自分たちの税負担のもとに特定の人々だけが特別の恩恵を享受しているのではないかと問われる。国民多

数の合意なしに福祉施策の拡大は不可能となり、サービスと負担の公平の視点から福祉施策の見直しが進められ、福祉施策それ自体を国民多数のためのものに再編成することが課題となった。

第三に、福祉の実現はもっぱら行政の責任であるとする観念が崩れはじめた。行政が福祉施策をいかに充実しても、個々人に「生きがい」とか幸福感といった精神的充足を保障することは不可能だからである。そこで、福祉社会の建設は公私協働なしにはありえないと考えられはじめたのである。

武蔵野市は、これまで社会福祉の分野にかなりの力を注ぎ、いくつかの先導的な施策を行って全国の注目を集めてきた。この福祉重視の伝統は着実に継承され、さらに前進されるべきである。福祉の見直しは福祉の切り捨てとか福祉の後退であってはならない。だが、福祉施策の惰性的な追加拡大には厳しい批判が予想される。市民多数の合意を得ながら福祉計画を着実に拡充していくために、真剣な再検討と知恵の結集がもとめられている。

福祉計画、なかでも社会福祉施策は対象者の種類と必要別に応じて、無限に細分化していく傾向をもつ。それだけに、全体としての体系をたえず点検し、不均衡を是正するよう努力したい。

(1) 市民の健康管理

市民の健康管理施策は社会福祉施策に比べておこなっていた分野である。だが、社会福祉と健康管理は不可分の関係にあるので、均衡のとれた発展をはからなければならない。そしてまた、福祉計画を市民多数のためのものにしていく出発点になるのが、この市民の健康管理施策である。

そこで、この計画では、これを次の市民スポーツの振興と合わせて、一つの重点施策に位置づけているので、これについては次章で解説する。

(2) 市民のスポーツの振興

前記の市民の健康管理と同様の理由で、これについては次章で解説する。ただし、既存施設の改修についてはここにかかげておく。

① 陸上競技場のトラック、フィールドの改修を行う。なお陸上競技場の

管理棟、スタンドなどの大改築は将来検討する。

② 屋外運動施設の夜間照明設置を進める。

(3) 高齢化社会への対応

これまた、この計画では3つの検討課題の一つとして重視しているので、次章で解説する。

(4) 障害福祉施策の充実

障害福祉施策は、心身障害者福祉センターの開設により新しい段階に向かうことになる。この分野は社会福祉のなかでも対象者別、必要別のきめ細かな施策の積み重ねを必要とする分野であり、一つの大きな施策をもって一挙に全体のレベルアップをはかることのむずかしい分野である。

だが、老後福祉施策の活発な展開に比べると、障害福祉施策には立ち遅れていると思われる側面が少なくない。

老後福祉施策と障害福祉施策は均衡のとれた形で併行的に進めていく必要がある。たとえば、寝たきりの老人にショートステイ(短期入所)、入浴、リハビリテーション(機能回復訓練)のサービスを行い、独居老人に食事サービスを実施するのであれば、同様の、あるいはそれ以下の条件におかれている障害者のために同種のサービスを実施する必要がある。これまでの武蔵野市政はこの点の均衡を失っているので、とくに付記しておく。

① 心身障害者が医療サービスを受けることには特殊な不便が伴う場合がある。そこで、心身障害者に対する体力測定、歯科治療の相談・あっせん、在宅訪問診査などの事業をおこなう。

② 障害者を有する家族の心身の負担を軽減するため、介護人派遣事業を充実する。また緊急一時保護ベッドの設置について検討し、医療機関の協力を要請する。

③ 心身障害者の外出と社会活動をさらに拡大するために、視力障害者のためのガイドヘルパー制度、聴力障害者のための手話通訳登録制度、就労相談員制度などについて検討する。ただし、これらについてはボランティ

アとアルバイトと職員の区別を明確にしなければならない。

④ 心身障害者の寝台車・ハンディキャブ・リフトバス等による送迎の問題について検討する。

⑤ 「車イスで歩けるまちづくり」を進めるため、まちの点検を行い、「心身障害者のための環境整備要綱」を策定する。これは、子どもと高齢者にも安全なまちをつくることであり、ひいては全市民がゆとりをもって動けるまちをつくることである。

⑥ 心身障害者にとって、介護者たる親を喪った後の生活に対する不安は大きい。そこで、関係者の要望として精神薄弱者通勤寮および心身障害者共同生活寮の設置をもとめる運動がくりひろげられている。この深刻かつ切実な課題に対しては、とりわけ真摯に対応しなければならない。だが、この仕事は率直にいつてきわめてむずかしい性質のものであり、市政のレベルで責任を負い切れるかどうか迷わざるをえない。また、近隣諸市との均衡を考えず、武蔵野市だけがこの仕事に着手すれば、このサービスを受けられるために他市から心身障害者が転入するという現象を招くことにもなりかねない。そこで、この問題は広域自治体である都が担うべき仕事ではないか、あるいは近隣諸市の広域協力で行うべき仕事ではないかという視点も含めて、さらに慎重に検討を続け、なんとか現実的な最善の解決策を考えだして実現したい。

⑦ 市内に設置されている都立福祉作業所・授産場のあり方について、市政は積極的な提言と要請を行っていく。

(5) 消費者行政の充実

消費生活問題の解決は消費者の行動と運動にまつところが大きい。消費者運動はかつては物価（流通）問題を中心にはじまり、しだいに食品安全・薬害問題に重点を移し、今日ではこれに廃棄物の減量、省資源・省エネルギー問題が加わってきている。武蔵野市の消費者運動もこれらの面で精力的な活動を続け、着実な成果をあげている。

これに対して消費者行政は、いわゆる「かしこい消費者」をつくるための市民教育、消費者運動の援助、消費者の苦情相談、商品テストなどを柱に進められてきた。武蔵野市では吉祥寺駅前に都消費者センター武蔵野支所があるため、これまで無用な二重行政を避ける趣旨で独自の消費者センターを設けることはしなかった。

- ① 都には都消費者センターの支所を整理統合する動きがみられるので、市政は武蔵野支所の在続を都に強く要請していく。
- ② ごみ減量、ごみのリサイクル、省資源・省エネルギーの問題は、多くの部門にかかわるので、その間の連絡調整を強化する。
- ③ 食品安全・合成洗剤問題については、人体にとっての安全という観点、ないしは水質汚濁の防止という広域的責任などの観点などから考え、市政としても学校給食などについてみずからの姿勢をただすとともに、市民と企業に対する指導を強化していく必要がある。
- ④ 消費者の基本的権利をたかめるため、市政は都消費者センターの活動と重ならない範囲で、物価情報や生活情報を市民に提供し、市政にとっても意味のある独自の消費者講座を企画実施する。